

会議録（2019年度第2回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2019年9月19日（木） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター第602会議室
- 3 出席者
(委員) 阿部委員、大橋委員、加藤委員、平松委員、藤森委員、
前田委員、山崎委員
(県建設局) 建設局技監、河川課長、道路建設課主幹、下水道課主幹、
建設企画課主幹 他
(県建築局) 公営住宅課長 他
(県農林基盤局) 農地整備課長、森林保全課主幹、農林総務課 他
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 第3回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ② 第1回委員会 会議録の確認について
 - ③ 第1回委員会 修正評価調書の確認等について
 - ④ 対象事業の審議について
【再評価】河川事業 3事業、道路事業 1事業
【事後評価】農業農村整備事業 3事業
 - (3) 閉会

1 第3回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第3回の対象事業は、「再評価」が、交通安全対策事業、農業農村整備事業の計8件、「事後評価」が、交通安全対策事業、砂防等事業、農業農村整備事業の計4件の合計12件である。

再評価は、交通安全対策事業が、3事業ともに「歩道及び自転車歩行者道設置事業」であり、農業農村整備事業が、「たん水防除事業」2事業、「地盤沈下対策事業」2事業、「広域営農団地農道整備事業」1事業である。

このうち、歩道及び自転車歩行者道設置事業3事業については、前回の審議と比較して、進捗率の変化がほとんど見られず、完了予定年度が最も遅い2番の「和合豊田線」を抽出する。

たん水防除事業2事業については、進捗率がより低く、事業費がより大きい4番の「新十三沖永」を抽出する。

地盤沈下対策事業2事業についても、進捗率がより低く、事業費がより大きい7番の「飛島北部」を抽出する。

細事業種別のバランスを考慮して、広域営農団地農道整備事業からも8番の「尾張西南部」を抽出する。

事後評価は、「歩道及び自転車歩行者道設置事業」1事業、「通常砂防事業」1事業、「水質保全対策事業」2事業である。

このうち、歩道及び自転車歩行者道設置事業については、過去に審議が行われていないため、1番の「東新町停車場線」を抽出する。

事業種別のバランスを考慮して、通常砂防事業から2番の「宮前川」を抽出する。

水質保全対策事業については、過去に審議が行われていない3番の「吉田1期」を抽出する。

以上、再評価から2番・4番・7番・8番の4件、事後評価から1番・2番・3番の3件の合計7件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

2 第1回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

3 第1回委員会 修正評価調書の確認等について

①下水道事業：新川東部流域下水道

下水道事業の費用対効果について、下水道課から、前回評価と今回評価の算定条件を揃えた結果を説明した後、事務局から、今後の対応を説明。

[委員] 前回評価と今回評価との違いが、算定基準を変更したことによる変化か、それ以外の費用や効果の変化か分からなかったので、第1回委員会において、前回評価と今回評価を比較するなら、算定条件を揃えるべきという話をさせていただいた。今後の対応について、算定基準が変更された時に、算定条件を揃えたものを提示することは良いが、そうする理由の説明がよく分からない。

[委員] 今後は、事務局案のとおり、主な変化要因が「算定基準の変更」の時に、算定条件を揃えたものを提示することで良いか。

[委員] B/Cがあまり変わらなければ、算定条件を揃えなくても良いということではなく、すべての事業について、算定条件を揃えたものを提示してもらった方が分かりやすいと考える。

[委員] 事業の効果の変化は、B/Cの値で評価することになる。

[委員] そのとおりであるが、前回評価と比較して、どの費用や効果が上下しているか確認する時に、前回評価と今回評価で算定条件が違っていると比較できない。

[県] すべての事業について、算定条件を揃えたものを提示出来れば良いが、すべての事業となると、業務が増大するので、主な変化要因が「算定基準の変更」の際には、算定条件を揃えたものを提示することを提案する。

[委員] 前回評価と今回評価を比較しなくて良ければ、このままで問題ないが、前回評価と今回評価を比較するのであれば、算定基準が揃っていないと議論することができない。業務が増大するとの説明であるが、作業量が大幅に増えるのか。

[県] 特に、算定基準が変更された場合には、業務が大幅に増えることになる。

[委員] 今後の対応については、主な変化要因が「算定基準の変更」の際に、算定条件を揃えたものを提示する事務局案を了承する。今回の議論は、今後

に引き継いでもらいたい。

[結論] 今後の対応について、事務局案を了承する。

②公営住宅等整備事業：手呂住宅、浅井住宅

公営住宅課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

**③治山事業（地域防災対策総合治山事業）：北設楽郡東栄町大字東菌目他地区
林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：手澤線**

森林保全課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

4 対象事業の審議について

【再評価】

(1) 河川事業

①河川事業：二級河川境川水系の審議

②河川事業：二級河川猿渡川水系の審議

③河川事業：二級河川阿久比川・十ヶ川水系の審議

河川課から説明。

[委員] ゲリラ豪雨等の気象条件が激甚化する中で、河川整備計画はそれらに対応して変更するのか。

[県] 河川整備計画は、その上位計画である河川整備基本方針に基づき、概ね 30 年間の河川整備内容をまとめた計画である。現在、国では、河川の計画に用いる降雨などの外力条件を、激甚化する気象条件に対応するような見直しを検討している。

[委員] 河川事業は、下流から整備するのか、それとも上流から整備するのか。

[県] 基本的には下流から整備する。例外として、遊水地や放水路等が整備された場合、それらの施設が受け持つことが出来る流量に対して、上流区間の工事を下流側に先行して実施する場合もある。

[委員] 河川整備計画の外力条件である降雨データについては、過去何年分のデータを使うのか。

[県] 対象とする雨量観測局の観測開始年により異なるが、一般的には、30 年～50 年程度の降雨データを使用している。

[委員] 事後評価は、災害が起きるような降雨が発生しなければ、実施しないということか。

計画規模の実現象が生起しなくても、水位低減効果等をシミュレーションすることなどによって、効果を検証することが出来ると思われるが。

[県] 実現象により証明することが、説得力が高いと考えている。

[委員] 答えがすぐに出るとは思わないが、事後評価について検討するこ

とをお願いする。

[委員] 境川水系について、費用便益分析表の効果(B)の合計値が合っていないと思うが、間違いなのか。

[県] 記載ミスのため、修正する。

[委員] 資料における「公共土木施設」とは具体的にどのようなものを指すのか。

[県] 公共土木施設とは、河川施設だけではなく道路や橋を含めた土木施設を指す。

[結論] 境川の評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

(2) 道路事業

①費用対効果の算出方法

道路建設課から説明。

[委員] 貨幣価値化困難な効果にある評価値 0.67 とは何か。

[県] 全体の得点に占める割合である。スライドでは一例を示しており、全得点 12 点に対して配点が 8 点なので評価値が 0.67 となる。

②一般国道 247 号(衣浦大橋上り線)の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業費が 18.8 億円増加した点について、スライドで説明はあったが、調書に記載がない。要因が分かっているのであれば記載した方が良いのではないか。あと、工法の変更で工事費が上がっているが、事前に分からなかったのか。

[県] 1 点目については、再評価調書の事業概要内に変動要因の分析の欄があり、この欄に、関係機関との協議による施工環境の変化、現場状況に合わせた施工方法への見直しの 2 点を分析の結果として記載している。

2 点目については、橋梁の設計方針である道路橋示方書により事前調査として、周辺の地形・地質・気象等を調べると規定されているため、すべての下部工の位置で地質調査を行い、地盤を想定して施工に望んだ。しかし、想定以上に地盤が固かったことから、施工方法について若干の変更が生じた。また、作業船の水深を確保するために浚渫工を追加した。さらに、上部工施工方法については、桁を短期間で架設する工法を想定していたが、変更する必要が生じた。以上3項目の変更と資材・労務単価の上昇により、工事費が増大した。

[委員] 変動要因の分析の欄に説明が書いてあるが、具体的な数字を調書に記載してはどうか。

[県] 具体的な数字については、現在、事業の契約が完了していない、または事業中のものもあるため、調書への記載は控え、全体を総括する表現としたい。

[委員] 1 点目の「関係機関との協議による施工環境の変化」ではイメージがつかない。

[県] 関係機関との協議において施工時期が限定されたことにより、短時間で施工できる工法を採用した。それにより、事業費が増えたのが大きい。

[委員] 本調書の記載では、事業費が約 1.5 倍増えているのが理解しにくい。

[県] 事業費が増えた理由をもう少し詳細に記載する。

[委員] 渋滞対策プログラムについて、2013 年 1 月と記載されているが、5 年に 1 回更新されていた気がしたため、2018 年版があるのではないのか。

[県] 渋滞の箇所と区間を調査して決定しているのは国土交通省中部地方整備局であり、中部地方整備局が愛知県内の渋滞箇所を指定している。渋滞が発生している箇所のフォローアップはされているが、2013 年が最新のものであると聞いている。

[委員] 事業費が上がったのは理解できたが、走行時間短縮便益が大きく低下したのはなぜか。

[県] 今回、再評価するにあたり、全体的に衣浦港周辺の交通量を確認したと

ころ、前回評価時から将来交通量全体が減っていることから、走行時間短縮便益が大きく減っている。

[委員] そのような場合、走行経費減少便益や交通事故減少便益も減る気がするがどうか。

[県] 交通事故減少便益については、H17 センサスベースと H22 センサスベースで作成した H42 推計を比較した際、H22 ベースの方が、交差点の数が減っており、さらに将来交通量も減っていることから交通事故減少便益は増えている。

走行経費減少便益については、半田碧南地域は将来交通量が減っているが、ネットワークにより旅行速度が一部改善されていることから、ほとんど変化していない。

[委員] 事前評価の B/C が 3.9 から今回の再評価で 1.7 になっていることについて、そこまで差があるなら丁寧に説明した方が良いと思われる。また、必要性の変化では混雑度が上がっていると説明しているのに対して、貨幣価値化可能な効果では将来交通量が減ってきていると説明しているの、疑問に感じてしまう。

[委員] B/C について、今までの再評価ではこれぐらい変動するのが普通か。

[県] 前回は H17 センサスベース、今回は H22 センサスベースとベースが変わると下がるケースの方が多い。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【事後評価】

（1）農業農村整備事業

①農業農村整備事業（畑地帯総合土地改良事業）：三好下地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 事業実施による環境の変化について、「本事業は既存の農地を区画整理したものであり、環境へのマイナスの影響はない」ということだが、実際、農業をやっている方にヒアリングするなどしてプラスの影響を記述すると良いと思われる。

[県] ヒアリングなどして追記する。

[委員] 担い手農家への農地集積が計画を大きく上回った理由は何か。

[県] 計画では、個人の担い手農家7名で農地集積を図る予定であったが、平成23年度に三好下地区で新たに農地所有適格法人が設立され、約18haの農地を受託して果樹栽培を行うこととなったため、農地集積が計画を大きく上回った。

[委員] 地元負担はどうなっているか。

[県] 地元負担は、事業費の25%となっており、そのうち、みよし市が20%を負担し、地元農家が5%を負担している。

[委員] 担い手への農地集積について、農地所有適格法人が設立され、計画を大きく上回ったということだが、この事業を実施したことで農地集積が進んだのかという点については、明らかにしておいた方がいいと思われる。

[県] 本事業により、地域の担い手農家が営農をしやすいう条件整備を行ったことから、新たに設立された農地所有適格法人が、本地区を希望し営農を展開している。

[委員] そのことを記述すると良いのではないか。

[県] 追記する。

[委員] 農地所有適格法人は担い手農家の一つか。

[県] そうである。

[委員] 「担い手への集積状況」の図を見ると担い手への集積は進んでいるが、半分は担い手ではない農家が営農している。このようなところは、将来的に農業が続けられるのか。

[県] 地区内の全ての農家が担い手へ農地を委託することができれば良いが、簡単なことではない。高齢者の方が、今後、農業ができなくなった場合は、農家が農地を担い手へ委託する制度があり、農地集積を進めやすくするために本事業を実施している。

[委員] 航空写真を見ると周辺で宅地化が進んでおり、将来的に本地区の農地が分家住宅などに転用されることがあるのではないかと。今後も本地区の農地を維持するよう努力してほしい。

[県] 本事業で、非農用地を創出し分家用地を確保しており、本地区内の農地が分家用地として転用されないような計画となっている。

[委員] 「同種事業に反映すべき事項」では、これまでの説明と関連した内容を記述する方がいいと思われる。

[県] 記述内容を工夫する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

②農業農村整備事業（たん水防除事業）：五八二期地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 効果の算定要因に対する評価について、効果の算定要因が面積の比較のみになっており、コストの比較になっていないが、なぜか。

[県] 効果の算定要因ということで、基本的な算定要因となるたん水面積を載せてある。

[委員] それはお金には換算できないなのか。

[県] そのとおりである。

[委員] ポンプが新しくなり、ランニングコストが安くなるといった効果はないのか。

[県] そのような効果もあるが、主な要因ということで、ここには載せていない。

[委員] 計画雨量を最大3日連続雨量としているのはなぜか。

[県] 降雨を全て排水するのではなく、一番流出量が大きくなる部分を排水し

て、たん水被害を軽減するピークカットの考え方が基本であり、国の基準により3日連続雨量としている。

[委員] 流域内にはあま市役所や名鉄津島線がある。農業サイドの事業で実施したということは分かるが、こういった大事な地域だということも評価調書に記載してはどうか。

[県] 農地の事業で実施しているのであまりその部分を強調していない。また、農地の基準で整備しており、宅地をターゲットにした基準では整備していない。

[委員] 農地を対象とした基準であっても、そのような意味でも役に立っていると記載した方が前向きだと思う。参考としてそういう場所でもあるということは記載しても良いのではないか。

[県] 承知した。評価調書の「事業のあらまし」に追記する形で反映する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③農業農村整備事業（農地環境整備事業）：名倉東地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 維持管理時間は小数点まで記載されているが、どうやって算出しているのか。

[県] 地区内の農家から聞き取りをし、平均して算出している。

[委員] 事業概要書の平面図とパワーポイントの平面図の着色が異なるのはなぜか。

[県] パワーポイントのピンク色の範囲は用水受益を示している。
また、事業概要書のピンク色の範囲は排水路も含めた受益地全体を示している。

[委員] 耕作放棄地が減ったのはなぜか。

- [県] 本地区の整備により営農環境が改善したことで、耕作放棄されていた農地が耕作再開された、または他の農家に耕作を委託できるようになった。残りの1.1haについては、どうしても条件が悪く営農の再開が難しかった場所であるが、管理用道路を整備し適切に管理することで、農地への悪影響を防止し、耕作放棄地が再び増えることを防いでいる。
- [委員] 環境配慮対策について、魚道や魚巢ブロックを設置するだけでなく、それらの施設を設置したことによる効果を検証すべきではないか。
- [県] 別途環境配慮委員会で検討しており、その際、本地区ではモニタリング調査を実施している。
- [委員] モニタリング調査を行っているのであれば、その旨を説明した方が良い。結果の詳細までは必要無いが、モニタリングを実施しているということを記載してはどうか。
- [県] 了解した。
- [委員] 指摘ではないが、名倉東地区内の道路をよく利用する。非常に素晴らしい農村景観が広がっており、本事業を含めた取り組みによってこの景観が維持されていると分かり、感激した。
- [結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。